

次期愛知県障害者計画 分野別施策体系の骨子（案）

1 特別支援教育の充実

（1）特別支援教育の推進

①校内支援体制の整備

- ・個別の教育支援計画等の作成の推進
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会の充実

②教員の専門性の向上

- ・研究や研修の充実
- ・特別支援学校との人事交流の促進
- ・特別支援学校教諭免許状の保有率向上

③インクルーシブ教育システムの構築

- ・障害の状態や本人・保護者の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することの推進
- ・障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習の充実
- ・障害のある幼児児童生徒が十分な支援を受けるための合理的配慮に向けた人的配置や環境整備の充実に向けた検討

（2）特別支援学校の充実

①特別支援学校の過大化の解消

- ・学校の規模や配置の適正化
- ・県立高等学校の施設を活用した分教室の設置

②特別支援学校における幼児児童生徒への支援

- ・スクールバスの増車等、長時間通学の解消
- ・医療的ケアの充実のための看護師の拡充

2 障害のある人の地域生活支援と療育支援

（1）地域生活を支える体制の整備

①住まいの場の確保

- ・グループホームの整備促進を図るため、整備費用や運営費用の助成、及び公営住宅や既存の戸建て住宅の活用
- ・グループホームの開設から運営までをサポートする支援の仕組みの構築

②相談支援体制の充実

- ・相談支援体制を担う人材の育成
- ・地域アドバイザー等による市町村への支援
- ・地域生活支援拠点の整備促進

③発達障害児者への支援の推進

- ・発達障害の特性に応じた相談支援を担う発達障害支援指導者の育成・活用

④コミュニケーション環境の充実

- ・手話通訳者や要約筆記者、盲ろう通訳者の養成・派遣等を行う聴覚障害者情報提供施設運営費の助成

（2）療育・医療支援の充実

- ・「第二青い鳥学園」の移転・改築にあわせた重症心身障害児者及び肢体不自由児の支援拠点の整備
- ・障害者福祉減税基金を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備
- ・「心身障害者コロニー」再編により「医療療育総合センター」（仮称）を整備し、同センターを中心とする重症心身障害児者療育ネットワークや発達障害者医療ネットワークの構築

（3）障害のある人やその家族等が行う活動への支援

- ・ボランティア活動や交流会、ペアレントメンターにより相談事業等、障害のある人やその家族、NPO等民間団体が行う活動の支援

3 地域における就労支援の充実

（1）就労支援・雇用促進

- ・事業者・企業への働きかけの推進
- ・障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化

（2）職業能力の開発支援

- ・「愛知県障害者職業能力開発校」における職業訓練の実施

（3）福祉的就労の充実

- ・就労継続支援事業所における経営改善や技術力強化などによる工賃水準の向上
- ・「障害者優先調達推進法」に基づく障害者就労施設等が供給する物品や役務の優先調達の推進

(4) 特別支援学校における職業教育の充実

- ・小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた一貫したキャリア教育の推進

(3) モノづくり技術を生かした支援機器等の開発

- ・障害のある人やその家族のニーズを反映した支援機器の開発・実用化の推進
- ・「あいち産業科学技術総合センター」における技術支援や産業空洞化対策減税基金の活用による民間企業の研究開発支援

4 障害のある人の活躍の場の拡大

(1) 障害者アートの推進

- ・優れた芸術作品を広く県民が鑑賞できる場となるアート展の開催の推進
- ・芸術大学と特別支援学校や福祉施設との連携の強化

(4) 安全・安心の確保

- ①防災対策の推進
 - ・災害対策の推進

国の新設施策分野を踏まえた新規項目

(2) 障害者スポーツの推進

- ・障害の種別に応じたスポーツ大会の開催の推進
- ・東京パラリンピックに向けた選手強化事業の実施

②防犯対策の推進

- ・防犯対策の推進

③消費者トラブルの防止対策の推進

5 社会全体で支える環境の整備

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

国の新設施策分野を踏まえた新規項目

①障害を理由とする差別の解消の推進

- ・平成28年4月「障害者差別解消法」の円滑な施行に向け、法の趣旨・目的等の広報啓発活動の推進
- ・障害者差別に関する相談等体制の充実
- ・行政サービス等における配慮の推進

②権利擁護の推進

- ・「障害者虐待防止法」に関する広報・啓発活動
- ・権利侵害に関する相談・紛争解決等を実施する体制の充実
- ・成年後見制度の適切な利用の促進

(2) 社会的バリアの除去

①障害や障害のある人への理解促進

- ・障害のある人とない人の交流の促進
- ・障害や障害者に対する県民の理解促進

②施設のバリアフリー化の推進

- ・商業施設や駅など多くの人が利用する施設のバリアフリー化の推進
- ・歩道などの整備や歩行空間のバリアフリー化の推進